

「令和8年度「水産物」「こんぶ」「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」及び「あじ」の輸入割当てについて（案）」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

	意見概要	御意見に対する考え
1	以下、意見を行う。 > 令和８年度「水産物」の輸入割当てについて（案）」に対する意見 ・該当箇所無し（記述が無いので） ・意見内容 法人である事業者には、提出書類において、法人番号の記載を行わせるようにされたい。様式においてはそのための欄を設けるようにされたい。 ・理由 法人番号があった方が行政機関（経済産業省以外も含む）の能率の向上が見込め、また公正性の向上も見込めるからである。 > 「令和８年度「こんぶ」の輸入割当てについて（案）」に対する意見 ・該当箇所無し（記述が無いので） ・意見内容 法人である事業者には、提出書類において、法人番号の記載を行わせるようにされたい。様式においてはそのための欄を設けるようにされたい。 ・理由 法人番号があった方が行政機関（経済産業省以外も含む）の能率の向上が見込め、また公正性の向上も見込めるからである。 > 「令和８年度「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」の輸入割当てについて（案）」に対する意見 ・該当箇所無し（記述が無いので） ・意見内容 法人である事業者には、提出書類において、法人番号の記載を行わせるようにされたい。様式においてはそのための欄を設けるようにされたい。 ・理由 法人番号があった方が行政機関（経済産業省以外も含む）の能率の向上が見込め、また公正性の向上も見込めるからである。 > 「令和８年度「あじ」の輸入割当てについて（案）」に対する意見 ・該当箇所無し（記述が無いので） ・意見内容 法人である事業者には、提出書類において、法人番号の記載を行わせるようにされたい。様式においてはそのための欄を設けるようにされたい。 ・理由 法人番号があった方が行政機関（経済産業省以外も含む）の能率の向上が見込め、また公正性の向上も見込めるからである。 意見は以上である。	御意見ありがとうございます。 御提案いただいた法人番号の記載では、水産物の輸入割当・承認制度の審査で確認が必要となる情報が入手できないため、現時点では履歴事項全部証明書等により確認を行うことで、適正に審査を行っているところ です。 今後、法人番号を把握することにより、審査で確認が必要となる情報が入手できるようになるのであれば、積極的に活用を検討して参ります。